

## 定家の歌の「河」

——用字論からシンボル論へ——

### はじめに

藤原定家は、自詠の中の「かは」——水の流れる「かわ」——ということばを漢字で書きしるす際に、通例の「川」ではなく、決まったように「河」の字を用いていたようだ。まるで固執するように定家が「河」の字を用いているのは何故か、それは如何なる事を意味しているのか。小稿では右の問いを尋ねてみる。ただし、その問いに対する或る特定の答えのみに事すべてを帰してしまうのではなく、むしろ定家のテキストの表記・用字に現れた、この興味深い、しかし見様によつては瓊末事とも見られる事象の細部そのものを吟味・検証することによつて、一語の表現に寄せる定家の意識、さらには定家の「書く」行為の跡とその深層に分け入つてみたい。

定家の表記法・用字法に関しては、すでに国語学的な観点・

### 川平ひとし

関心から精細に検討されているけれども、当の検討に学びながらも、なお同じ素材——定家のテキスト——、同じ事象——定家の用字法——を対象として和歌研究独自の立場で、さらにとのような追究が可能であるかを模索してみたい。右のような接近方法は、和歌表現を分析するための視角や用語法の一側面についても幾分かの省察を私たちに促さないではおかないと思う。

### 一 「河」字への着目

定家の「かは」の表記はもっぱら「河」であることは、定家書写本『土左日記』の漢字表記を精査した清水義秋の指摘するところであるが、夙く、この定家独特の表記に気づいていたのは江戸初期堂上の人々であった。すなわち靈元院の雑録的な随筆『乙夜随筆』の条々の一つに、次のように記されている。

一、川ノ字、題二も哥にも不可然歟、定家自筆ノ拾遺愚草二ハ悉ク河ノ字、題にも哥にも川ノ字書タルハ一處ニモナシ主として題の文字、さらには和歌本文の用字にすら規範を設けようとする問題關心——それは当代の堂上に広く存在したと思われる<sup>3)</sup>のもので、定家の「河」字の用字法を参酌し、拠り所ともしているのである。結果、「川」の字は「不可然」として遠ざけられる。靈元院の周辺には、中院通茂のように日頃「拾遺愚草」の歌々を誦誦し（『溪雲問答』）、註釈書（『不審詞』、『拾遺愚草俟後抄』）を物する人物も居た。院自身も又、定家の著作に並々ならぬ關心を寄せていたはずであるが、右の言は「定家自筆ノ拾遺愚草」に接して、定家の文字表記にも細かく注意を払いながら本文を読んでいたことを伝える言辭として、すこぶる注目される。

しかし、これは飽くまでも江戸初期における享受の事例である。定家の用字法を引証しているもの、「川」を何故「不可然」と見做すかの理由は、定家がそうであったからだという以上——先述の通り靈元院の關心は別の所にあつただろう——語られていない。「河」字に対する定家自身の意識や認識そのものについては、当然ながら江戸初期の右の享受例とは別途の次元で考察されるべきであろう。事実、靈元院の察知していた通り用いられていたのは「川」ではなく「河」であつたとして、定家の「河」字には一体どのような原則が存するのか。その原則のありようと、事の意味をこそ問うべきだと思ふ。

ちなみに先掲の清水義秋は、定家筆本『土左日記』における「漢字の充当」——元の本の仮名に漢字を宛てて書写する——の類型とその種々相を定家の「注釈」的な書写意識の問題として精査し、多くの事例とともに「河」字についても分析・吟味している。清水によれば「河」字は「書き手」である定家の「日常的・習慣的な表記に属する」ところの「常用的漢字」の類の一つであり、「或る特別な意図のもとに使用するといふことは、先づないといつてよからう」ということになる。しかし私たちにとつて重要なのは、定家の用字法の内質、とりわけ用字とことばの表現性ととの接点における用字意識の深層の問題である。そうした観点に立つと、用字の実態・状況の意味づけ方について、私たちは右に引いた国語学的なそれとは別の経路を辿らざるをえないと思ふ。そこで用例を少し細かに眺めてみたい。その際、小論の目指す主たる対象は「定家の歌」——定家の和歌作品——であるが、問題の範圍と問題性の要点を抽出するために、一旦、広く定家が筆を染めたもの（いわゆる定家書写本を含む）をも引き入れて検討しておきたい。

## 二 「河」と「川」

清水の指摘したように定家筆『土左日記』に用いられているのは「河」字である。また後述する定家筆『更級日記』も専ら「河」字であり、その本文中から一字の「川」字を探し出すこともできない。あたかも文学的なテキストの表層から「川」の字

は排除されているかのようである。では定家の用字は「河」字に限られていたかといえ、そうではない。たとえば『明月記』においては、「河」字と「川」字は共存している。自筆本の治承四五年記から引けば、

白河押小路殿御堂（治承四・六・十二）

堀川中納言（同・七・八）

近衛川原（同・十一・卅）

河原口（治承五・正・二）

のごとくであり、辻彦三郎編『明月記第二』<sup>6</sup>を便りに自筆部分から探せば、

御共参川原（建久五・十一・廿）

洞院河（同・十二・二）

白河柳小路殿（同・十二・九）

とあって「河」「川」は定家によって通用されている。ちなみに天皇の諡号の例について現行活字本『明月記』で見ると、「白河」「白川」、「後白河」「後白川」はいずれも併存している（「堀川」「堀川院」のみは「川」字に限られるようだ）。してみると『明月記』においては一般に「河」「川」は相互に通用されていることになり、この事象は先の「文学的なテキスト」の場合と対照的である。「河」と「川」はテキストの性格に応じて二つの系列を成しているかのようだ。

しかしながら「川」の字は「文学的なテキスト」の内にも流

れ込んでいる。すなわち定家筆『四条中納言集』<sup>7</sup>（定頼集）には、詞書・歌中ともに「大井河」・「大井河」（10）、「いづみ河」「泉河」（14）とある例や、歌中に「衣河」（38）とある例に交って、

白河殿にて

25かきりなきにほひをそへて白川の

さとのしるへはしかにさりける

や、詞書中の「うちにまいらむとせしに、関白殿の白川殿にま  
いり給にしに、さはる事ありてまいらすなりにければ、つとめ  
てきこえし」（16）の例が見られる。仮りに『四条中納言集』の  
右の「川」字の二例と同集中の他の諸例とで性質を異にする点  
を挙げるとすれば、それは、

(1) 「川」字は「白川」の場合に限られていること

(2) 他の「河」の諸例はいずれも固有の名を持った（端的に言

えば歌枕地名の川を標する場合のものである。対して「白  
川」の例は「白川のさと」という連接に頭なように、川  
の名のみでなく土地・地域や殿舎の名をも指していること  
などに求められる。思えば京洛の傍らを流れる白川と白川の地  
は、都人にとって指呼の間の、手易く行き着くことのできる卑  
近な場所である。定家によって文学的なテキストからは遠ざけ  
られているかに見える。「川」の字が定家書写の私家集中にすべ  
り入るよう存在していることの底には、右のような「白川」  
という名辞に伴う定家の日常的な経験に根差したイメージや空  
間意識すらかかわっていたのではなからうか。

前節で述べ、本節で見たところを踏まえて、「河」「川」の用字についてやや性急に図式化を試みると、まず定家は書写時に「河」字と「川」字を使い分けていたと考えられる。この表記上の選択とその結果を、〈テキスト〉の側から見れば、

A より文学的なテキストにおいては「河」字を

B より日常的なテキストにおいては「河」「川」を共に

それぞれ用いたかの如くである。しかし「川」字は時としてBのみでなくAの内に滲み入りもしている。その種の例外を除けば、「河」「川」の差異は主としてテキストの存在状態への意識によるものであっただろう。

一方へことばの側から見れば、定家の中では、

a 歌ことばを含む文学的な表現のへことば

——詩的名辞

b 褻のことばに属する現実的・経験的・日常的なへことば

——日常名辞

の両次元がほとんど分かれたれており、書写に際して、aについては「河」字専用、bについては「河」「川」併用、という原則をもって臨んでいたのではなかったか。bがaに交錯する特定の例を除けば、「河」「川」はへことばの表現性への意識如何によつて振り分けられてもいたと考えられるのである。今見つつある用字法の背後には「河」「川」に対する定家の意識や認識が深くかわつていたはずであり、それらの微細な綾目に更に分け入つてみるべきだと思ふ。

ただし先へ進む前に一旦立ち停つて、〈テキスト〉やへことばの質とその差異性を軸として定家の表記「河」「川」に一定の収斂と分離が生起しているのは、一体なぜかと問うてみたい。無論それは難問であるが——真の理由は定家その人に問い糺す他ないだろう——しかし、この表記上の区別はどのような条件に支えられているのか、そして当の事象を私たちはどのように把握すればよいかと問うことはできるだろう。

### 三 由来と措定

かえりみると早く万葉集において「カハ」の意を標する「河」字「川」字は同一語の間で相互に置き換え可能な文字であった。多くの用例の中で「河」「川」は対応・併存している（他に「水」の表記もあり）。特に「河」は一字一音の表記の中でも「可波」や「加波」とともに、その字義をも生かしつつ「河波」「河泊」の如く用いられている。「河」字はすでに高度な表記体系の中にあったのである。定家もまたそうした万葉仮名の表記体系の一隅に在る「河」字の性格を、万葉集のテキストを通じて自覚していたはずである。

一方、漢詩文の領域に眼を転ずると、本来韻の異なる「河」（平声・歌韻）「川」（平声・先韻）は詩句中の同一箇所でも単純かつ機械的に差し替える訳にはゆかない文字同士であったはずである。定家は詩作の折に、あるいは文集の詩句の「遅々鐘漏初長夜 歌々星河欲曙天」を取り用いて歌題としたり（文集百首・

秋、拾遺愚草・員外雜譚・三三二八、みずから作して歌題とした中の「長河霧外失行客 遙嶺嵐中送遠鐘」（同・三四五一）によつて詠作したりする折に、「川」ならぬ「河」の用字とその表現性を意識したにちがいない。

また詠作中においても、たとえば「韻哥百廿八首」では各歌末について漢字義と字訓を計算しつづ文字を置いていたはずだから、

ゆくとしのさのみすきゆくはてよきは

いつれかひとつかへる河瀾（中・一五五七）

かのきしにこのたひわたせのりのふね

うまれてしぬるふるさとの河（中・一五八四）

の「河」字にも意図的な配置の跡を読み取ることができるところである。

さらに「河」字の使用、ことに「川」字との区別には、純粹に文字形象の側面もかかわっていたのではないか。万葉仮名の字母「川」をくずした仮名「つ」——常々定家はこの「つ」をまるで一の字を引くように、右端の丸みをひどく少くして書くようだ——と、漢字として用いる「川」字との混同を避けるという配慮も「河」字を使用させる理由の一つであったかも知れない。

そもそも漢字「河」の字義そのものを定家はどれほど自覚して用いていたのかは不明だと言わねばならないが、「河」「川」を区別し、あたかも偏愛するかのよう「河」字を用いている

ことの背景には、述べたような諸条件に支えられた定家の意識が存在していたであろう。

このように見てくると、定家は漢字表記がもたらす、ことばの（シンボル）としての機能や表現効果に極めて自覚的であったと言えそうである。言い換えれば、漢字表記を手懸りとして、テキストの内にあることばにシンボル効果を盛り込もうとしてすらいたのではなかったか。こうした意識化された表記法の実践を、（シンボル化）の指向あるいは行為と呼んでおこう。「河」の用字法の内、ことばの含みもつシンボル性に対する定家の深い洞察が潜んでいると考えられるのである。そうだとすれば事は「河」字の場合のみに止まるまい。「河」と並ぶ、水や流れのモチーフに連なる「江」や「波」や「浪」などに窺える用字法、そして広く定家の漢字表記全般について、（シンボル化）の側面を私たちは微細に読み込みうるはずである。以上のような筋道を辿れば私たちは、テキストに現れている用字法の中に、定家の書きつけた（ことば）のシンボル性と、定家のシンボル化の営為を読解しかつ分析するという方法的な観点を措定することができる。

ただし右は漢字の次元に限って——主として「河」「川」の使い分けに着目して——みた場合であった。定家の手を染めたテキストには、より多く「河」字へ傾斜する用字法のもつ、すなわち前節で図式化したAの文学的なテキストの系列や、aの

詩的名辭の次元のもとで、漢字「河」と仮名「かは」との或る種の規則的な使用の綾が見られる。ヘシンボル化<sup>①</sup>は漢字・仮名の交錯の中で一層精妙に織りなされているのである。その様相を読み取ってみたい。

#### 四 「河」と「かは」

——歌枕地名の表記

近時、小笠原一は定家自筆本における漢字／仮名の対照的な表記の例として「モミヂバ」と「モミヂハ」(「モミヂ」に格助詞「は」の添えられた形)を精査し、前者を仮名、後者の「モミヂ」部分を漢字で、それぞれ「表記上区別して」書写するという「定家独自の」用字法が認められることを明らかにしている。小笠原の証示したところを、表現効果の観点から捉えれば、この用字法は語の声と響き(惣じてリズム)の微妙な差異をテキストに可視的に盛り込むものであり、定家のリズムに対する鋭敏な神経と文字表記に対する繊細な配慮を伝えるものにも他なるまい。この種の実践が定家に見られることに留意しながら、「河」と「かは」の表記について仮りに定家筆『更級日記』を例として検討してみよう。

今ある定家筆本の表層に現れた文字の秩序、言い換えれば定家によって書記されたテキストの、文字表記の連なりという次元でのテキスト性の中で検討してみよう。定家筆本『更級日記』<sup>②</sup>において何がしか「かは」にかかわる語の用例は三二例。――

「川」字は含まれていないことを最早強調しなくともよいだろう――それらのうち国名を表すところの、水の流れる川とは直接かかわらない

駿河(二八・四)、するか(四〇・四)、みかは(三五・八)、  
参河(三六・10)

の四例(括弧の中は、影印本の頁数・行数。以下同じ)を、当面の検討の外に置く。ただし右で漢字「河」とそれに対応する仮名表記とが併存していることから推知されるように、漢字・仮名は連関しており、後述のようにその連関性こそ重要となるはずである。

さて右を除く残り一八例を(1)単語、(2)連語、(3)川の名(固有名詞の地名)に類別すると、三類いずれにおいても「河」と「かは」の表記は併存している。すなわち(1)の「ふかき河」(一〇・2)、「かはのなかに」(一〇・4)、「天ちうといふ河のつらに」(三三・9)の三例、(2)の「かは、しら」(一〇・7、和歌中の例(以下「歌」と表示))、「河上」(三一・4)、「河風」(三四・2)、「谷河」(一五八・6―歌)の四例のごとくである。注意されるのは(3)の類である。(3)の「河」「かは」は次のように截然と二分される。

(1)①あすた河(二二・8)

②すみた河(二三・1)

③ふし河(三〇・10)

④宇治河(二五五・5―歌)

⑤はつせ河(一五三・1、一五四・3、一五九・4―歌)

⑥あまの河なみ(六〇・九―歌)

⑦あまの河辺(六一・1―歌)

(口)⑧ふとるかとはいふかゝみのせ(一一・10)

⑨おほるかとはいふわたりあり(三〇・6)

(イ) (口)の表記の別は、相互のことばの質の相異にかかわっているだろう。形態上先掲(2)に属する⑥⑦の「観念の川」をも含めれば、(イ)の群はいずれも周知の歌枕地名の類と見做してよい。対する(口)は⑧⑨ともに「〜といふ」とあり、必ずしも熟知されていない名というニュアンスを含んでいる。ことに⑨の「おほるかは」の名は、京洛のコスモスの視座からは直ちに西の方の「大井河」を想起するはずであるが、同じ名を持ちながらもここは京ならぬ東路の川の名であり、彼此を区別する意識が介在していたであろう。日記の原作者にとって、旅してきた東路の土地のうち、とりわけ歌枕地名は強い関心の的であったと見られるが、その筆者の意識にあたかも添うかのように、テキスト筆者の定家もまた、周知の地名群の「〜河」と区別して先掲(口)を表記したと推測しうる。つづめて言えば固有名詞の川の名、もしくは名所として熟した川に「河」を宛て、名所として熟さなると意識された川に敢えて「河」を宛てず「〜かは」と表記したのではなからうか。これらの表記と、書写者定家の歌ことばに対する語感とは密接に結びついていたはずである。

問題は、定家の歌枕意識、この場合で言えば「河」の名に伴う語感、さらに言えば個々の「河」の名が喚起するイメージとその底に潜むシンボルの深みに根差しているよう。そのような、歌ことばの深層と呼ぶ他ない領域と、それに裏打ちされた独自のフィクチャー——ことばを選別する濾過装置——がおそらく定家には備わっており、個々のことばは書写行為を通して当のフィクチャーにかけられ、濾過されて、然るべき文字の表象を与えられるのであろう。『更級日記』中の「河」と表記された川の名は、いずれも純化された歌枕の名辞と見做された地名群ということになるだろう。では一方の「かは」は定家によつて常に不純な名辞群を示す表記として採用されるのかと言えば、必ずしもそうではない。濾過の仕組みをさらに丁寧に点検する必要があるだろう。

そこで右の点を探るために、『源氏名所』と並んで定家の歌枕認識を尋ねる好箇の資料であり、かつ定家筆本の伝存している『古今名所』<sup>13)</sup>を参照してみたい。

『古今名所』に列記されている中で、川にかかわる「名所」を類別して示すと、まず「河」表記は次の八例である。

たつた河、いつみ河、よと河よとのきは水、みたらし河、なみた河、みなせ河、なとり河、もかみ河

前節からの道筋に従えば、これらの安定した表記をもつ一類は、すでに歌枕地名として昇華され、シンボル化された名辞群だと

見做しうる。むしろ読み込まれるべきなのは残りの「かは」表記の類である。

- ①あまのかはら
- ②あすかゝは
- ③かみやかは
- ④しらかは
- ⑤みよしの、おほかはのへ
- ⑥せきのふちかは

先の「河」表記を、類型化され純化された表現形だとすれば、右の六例は前者に照らして何がしか異化もしくは差異化されるべき要素や条件を含みもつ表現形ということになる。問題は、当の要素や条件とは何かである。次に、古今集中の「名所」として所の名のみ抽出されたこれらの名辞群に見られる表記と、定家書写本古今集（伊達本（影印）による）の本文に見られる表記とを照らし合わせてみよう。

たとえば『古今名所』で「河」と表記されている「たつた河」の場合、伊達本古今集においては「龍田」「たつた」の相異はあるものの、「河」字に関しては、283（古今集歌番号、以下同じ）・284・294・300・302・311・314・629の八例すべて「河」であり、両書の表記は互いに照応している。その他の「河」表記の諸例も、伊達本では、

いつみ河 408  
よと河 721

みたらし河 501  
なみた河 466・511・527・573・617・618  
みなせ河 607・760・793  
なとり河 628・650  
もかみ河 1092

のごとくすべて「河」表記である（ただし「よと河」には右例以外に他に「いかにせよとかはるゝ時なき」も存するが、これは物名歌ゆえの例外と見做しうる）。

一方、問題の「かは」表記の類も左記のように一定程度の照応関係を見せているが、なお「河」の混在も見られる。（末尾の括弧中は歌句の位置）

- ①あまのかはら 173あまのかはらに(4)  
174あまのかはらの(2)  
418あまのかはらに(4)
- ②あすかゝは 1014あまのかはらを(4)  
341あすかゝは(3)  
687あすかゝは(1)  
933あすかゝは(3)
- ③しらかは 990あすかゝは(1)  
666白河の(1)  
830白河は(3)
- ④おほかはのへ 699おほかはのへ(2)
- ⑤せきのふちかは 1084関のふち河(2)

「河」表記と可逆的であるかに見える③「しらかは」——二節で見たとおり「河」とも表記され時にはまた「川」の字も流入する、言わばマークされるべき名辞である——⑥「せきのふちかは」を除いた①②⑤（④については後述）は、伊達本でも一貫して「かは」表記であり、敢えて「河」と区別されているのだと認められる。その理由を一步立入って考えてみよう。

①「あまのかはら」について

古今集中の歌句「あまのかは」の例は「天河」（175・177・182）もしくは「あまの河」（176・803・882）であり、いずれも「河」表記をなしている。初句・第三句の五文字句中のそれらと、ここにもみる「あまのかはら」の第二句もしくは第四句の、七文字句中の例とは明らかに区別されている。前者の句末に据えられた「河」に対して、後者は句中の「かは」すなわち「かはら」と連接する例である。結果的に「あまのかはら」には「河」表記とは異なる、或る種の調べの流れが生起することになる。⑤の「おほかはのへ」にも同種の表現効果を読み取りうるであろう。

②「あすかゝは」について

「あすかゝは」の四例は、いずれも初句もしくは第三句に位置している。句末の仮名表記をむしろ強く印象づけるような用字となつてゐる。古今集には恋四に例「あすかの河の」の七文字句中の「河」表記があり、五文字句の四例と対照的である。ちなみに仮名序にも「いまはあすかゝはのせに」とリズムカルにことばを続ける部分があり、惣じて踊り字（すなわち同音）を

含む「あすかゝは」には①と同様、調べの効果もたらされる。

③の「かみやかは」（紙屋川）は古今集では物名（400）の題であり、歌中では「うばたまのわがくるかみやかはるらむ」のごとく所の名でありつつ同時に修辭の綾を重ねまとわせられた例であつて、物名歌としての表現効果を顕示するためには「河」よりむしろ「かは」と表記されるのが好ましかったであろう。

以上のように「河」表記、「かは」表記はそれぞれ独自の機能を果していると言ふべきであろう。「河」表記は可視的な表象とともに、一方「かは」表記は音の流れ・続きや拍動の効果を伴つて、それぞれシンボル化されたことばへ「川」の深みを表示しているのである。

ただし、一言付け加えれば、定家本古今集のテキストによつて表記に差異が生じていることに注意しなければならない。たとえば嘉祿二年四月九日定家奥書本の姿を伝える高松宮本<sup>13</sup>では、「あまのかはら」に173「あまの河原に」174「天の河原の」、「あすかゝは」に167「あすか河」、「おほかはのへ」に「おほ河のへ」というように「河」表記の例が含まれており、定家の用字法は単一に固定されておらず、テキストごとに一種の変奏をみせているのである。

以上のように、表記の差異に着目することによつて定家の歌枕意識の裏に接することができそうである。次いで、現在のテキストを読み、解釈し、かつ書き写すという行為に従う定家か

ら、自からの手に成る自詠のテキストを同じく読み、書き写す定家へと眼を転じてみたい。自筆本「拾遺愚草」上中下三巻は定家のそうした行為の過程を潜めたテキストであるはずであり、中に見える「河」「かは」にもその一端は顕現しているにちがいない。<sup>16)</sup>

## 五 シンボル性 —— 自詠の中で

自筆本愚草（以下略称）の中に実は一部「川」の字が書き込まれている。上巻百首歌の慈円に和した「早筆<sup>17)</sup>度」（冒頭目録）のうち初度の百首の端作に、当百首は堀川院題による詠作であることを註記した「此題同堀川院百首」云々に見える例がそれ。すなわち先に見た堀川院の諡号における「川」の用字である。<sup>17)</sup>しかし註記中の用字はともあれ、愚草の本文には、靈元院の云うとおり題・歌ともに「川」字は含まれず、「河」もしくは「かは」のみである。今それらを意味の上から大きく、普通名詞の群と固有名詞の川の名の群とに二分してみよう。

### 普通名詞

普通名詞として用いられる例の大半は漢字「河」の表記をもつ。単語で用いられる例（1031・1425・1584）、連語で、「河」と続く

河かみ 882 1519

河水 (2393)<sup>18)</sup> 2393

河波 1237・1557 1796 2006・2278 2724

\* 1796 は「河なみ」、1557 は「河瀾」。

河をと<sup>19)</sup> 1341

河風 1560 1695 1821 2128 2228

河竹 850 1940

河そひ柳 430

や、「一河」と続く<sup>20)</sup>「そま河」、934「たき河」など、またこのあと触れる「たに河」「谷河」、「を河」、「山河」なども同様である。これらは漢字「河」の表記によって川の流れのイメージが、さらに言えば水の物質性すら際立つような効果をもたらすのではないか。とりわけ韻字として歌句末に据えられている先引の1584などの例においては、当然ながら「河」の印象が一段と強められる。逆に一首の初句もしくははずれの歌句であれ句頭に詠み入れられる場合（右の歌番号の右傍に点を付した諸例）、決して仮名で書かれず、すべて漢字「河」であつて、言い起こし語り起こされることばの始発点に「河」のアクセントが布置されていると言つてもよい。惣じて「河」表記は一首の中でシンボルとしての機能を有効に果しているのである。

ただし「河」は同時に仮名表記の「かは」と交流する。

たとえば642「たに河」1995「谷河」とともに334「たにかは」も存在する。特に

山かくれ風のしるへに見る花を

やかてさそふはたに河の水（上・642）

松風のひゞきもいろもひとつにて

みとりにおつるたにかはの水（上・334）

の両首は歌句もその置き所も、また体言留の効果も同一でありながら、表記は「たに河の水」「たにかはの水のように異なる。前者の下の、「やかてさそふ」もの、すなわち「たに河の水」という語脈と、後者の、「テニヲハ」に「を介して仕立てられた興味深い歌句「みとりにおつる」を連体修飾によって「たにかはの水」へと繋げる続きとの相異、そしてリズム論——しかも文字性（むしろシンボル性と呼びたい）を組み入れたところの——から言えば、拍を「1・1・2・2・1・2」と刻む前者と「1・1・1・1・1・2」と刻む後者の相異は、それぞれ用字・表記の相異と密接にかかわっているかも知れない。これと類似する例を、274「を河の水に」と93「わたるをかは」と、144「わたるをかはを」との間にも認めうる。また宮河歌合の折、交した西行の返しの第五句を「山かはの水」(254)と表記する時と、慈円の長歌(296)に「わか山河に」「人のねかひを 見つ河の」(地名の三津河を懸ける。定家の返しの、これと対応する表現に「みつの河波」とあり)と書き、双方の反歌の結句を「山河の水」と書き揃える時との相異にも、それを促した理由を表記の側から読み取つてよいかも知れない。ちなみに前者の「山かは」は言わば詩心の流れの喩、後者の「山河」は比叡山の法統の喩となっている。

その他「かは」表記のみの例を拾えば、1871「みよしのやたきつかはうちの春の風」は字余り句の例、1329「あたらしやうかはのかゝりさしはへて」1901「みしか夜のうかはにのほるかゝり火

の」は「鵜河」や「簞」の字をあえて宛てず、拍や響きを刻むようにことばを連ねている例。いずれもリズムにかかわるのではなからうか。既引の普通名詞群に含まれていた「かは」表記は七例で、すべて七文字句、しかも句頭(既述のようにそれは「河」表記の指標)ではなく、句中にあるものばかりであった。この点も、歌句の調べの流れの中で「かは」の表記が選び取られたという事情を伝えているかも知れない。

#### 固有名詞

見てきたような「河」表記の、名辞のシンボル性へ向かおうとする性格から類推すれば、固有の名を持つ川の多くが漢字「河」の表記であるのも納得される。愚草三巻のうち、すべて「河」のみで記されているのは次の二六の地名、六一の用例である(五十音順)。

955 250 189 あふくま河	400 いくたの河
837 135 148 泉河	184 いつみ河
279 いはた河	1191 いすゝ河
128 563 152 大井河	1221 おほる河
1182 191 244 265 おもひ河	1035 1698 1906 2393 かももの河
230 こはた河	1296 〃(す)みた河
1185 関のふち河	279 380 587 1032 2092 2119 たつた河
	2294 龍
	田河

473 1162 1458 2427 名とり河 1280 2503 (2503) 2073 なとり河

377 なみた河 1442 涙河

324 1094 ひのくま河

225 みそき河

(256) みつ河 256 2712 みつの河

269 宮河

256 515 わたり河

487 233 はやせ河

1173 まつら河

1810 みたらし河

285 みなの河

1019 よし野河

1281 よしの河

1201 とは河

これらの中に、「河」字を除く地名の部分に漢字を宛てるものと、仮名のものとの二様ある。しかし漢字のみものは少なく、地名部分の表記はおおむね仮名である。その中で比較的例が多く、しかも決まって仮名によって記されている「おもひ河」は、特徴的な例の一つである。

定家は動詞「おもふ」を、送仮名は区々だが概して漢字「思」を宛てて書いており、愚草においても同様である。この地名表現としての「おもひ河」では、たとえば「思河」などは用いずに、判を押したように「おもひ河」である。敢えて「思」とせず、仮名の一字一音の「おもひ」という連なりに拘泥すらしているような用法となっている。

一方、泉河・いつみ河、大井河・おほる河、たつた河・龍田河、なみた河・涙河、などの併存も注意される。このうち「涙河」について言えば、定家は古今集(伊達本)では集中の歌の六用例(先掲)すべてを漢字によって「涙河」と表記している。そもそも漢詩文を原拠とし和語化されて定着する歌語「なみだがは」の形成史、あるいはそれが平安朝の願文の表現世界へも

流入して「涙川」などの例をも見るに至ることについては既に渡辺秀夫や小峯和明らの指摘がある。そのような表現史の脈絡の中で考えれば、おそらく定家は先に見た「川」を避けるという独自の用字法に従って、既に流布している「涙川」を捨て、「涙河」を採って頻用したのである。三代集のテキストではおおむねこれを襲用している。しかしなお自詠の中では、377の例のように「なみた河」を斥けていない。これも「おもひ河」の場合と同様に「なみた」という表記の表現効果に執した例であろうか。

こうした漢字表記と仮名表記の、分離と親和の絡み合う中に見られる、ことばや意識のかすかな揺らぎは、地名表記に「河」と「かは」とが併存するもう一方の一群にも同じように窺うことができる。

同一地名に「河」「かは」の表記が混在しているのは一三の地名、五四の用例。このうち、すべて仮名で表記された川の名は二五例である。それらのうち、「かは」表記の数の最も多い三つの地名を参照してみよう。

「あすかがは」の用例は次の七例である。

7 1335 (256) あすかゝは 1286 1734 750 あすか河

「あすかゝは」の仮名表記は、先に見たとおり古今集において定家が繰り返し用いていたところであった。この仮名表記は主として「あすかがは」の音・響きの連なりに促されてのものであ

つただらうことも既述のごとくである。古典のテキストを書写する際にも、この表記を型としていたのだとすれば、自詠の中に、これと並立するように「あすか河」が用いられている事実にも、むしろ注目すべきである。「あすか河」は、初句・第三句、そして第二句の「河」とふとりのあすか河風それもかとの例に見える。「あすか河風」では、リズムカルな上句の続きの中に漢字表記「河風」が効果的に置かれており、他の二例の「河」表記同様、文字性を強調する役割を果していると言つてよい。

踊り字を含む「すゝかゝは」の例

272 282 すゝかゝは 1738 すゝか河

も、これと似た傾向を示している。確かに次のような顕著な例も、27 さみたれにけふもくれぬるあすかゝは

いとふちせやかはりはつらん

にはテキストの表にすら優美な調べが現れているが、調べの原則によつて用例すべてが律せられている訳ではない。調べの原則と文字の原則は共存、もしくは拮抗しているのだと思われる。

「あまのかは」では、文字の原則が主導的となる。当類では最多の一八の用例は次のとおり。

145 396 604 2135 2262 あまのかは

523 537 704 1029 1927 1975 2133 あまの河

2134 2136 2137 2138 2139 2347 天河

「あまの河」「天河」の一三例はいずれも初句または第三句。「あ

まのかは」とは峻別されている。すなわち五文字に「あまのかは」を提示しようとするとき、表記は必ずや「河」でなければならなかったであろう。ただし唯一の例外は235の初句「あまのかは」であるが、これは「あまのかはくゝとのなみの」と続くリズムに奉仕するかのような表記であり、一面では後述する配列上の理由に依るものだったと考えられる。

右を除く「あまのかは」は、145あまのかはきり、396あまのかはらの、604あまのかはなみ、のごとく、いずれも七文字句の中にある。「かは」が接続によつて仮名表記になる、という先に見たルールに収まる例である。いずれもリズム主導的な例であり、「河」系列の文字主導的なそれとは対照的である。

「うちのかは」は七例。すべて七文字句で「かは」の後に他の語が接続する(316「やそうちかは」を除いて「うちかは」の用例不見)。続きから、おのずと「かは」表記へと傾斜する。

192 うちのかはをさ 207 宇治のかはをさ

465 うちのかはせを

547 うちのかはなみ 1167 宇治の河波

714 宇治の河風 2736 うちのかはふね

ただし歌句の位置により効果は異なる。次の二首を並べると、547 したむせふうちのかはなみきりこめて

をちかた人のなかめわふらん

1167 さとの名を身にする中のちきりゆへ

枕にこゆる宇治の河波

連接と調べに引かれるかのような前者の「かは」と、結句で漢字によるシンボル表現の側面（他の漢字によって倍化される）が際立つ後者との差異は明瞭であろう（714も結句）。

先引したところ以外の、この類の用例を列記しておく。

1247 しら河の 1858 しらかはのせき 2007 白河のせき

1023 さとはたま河 22 たまかはのさと 1202 たま河のさと

1136 たましま河の 1202 たましまかはの

235 となせかは

2120 なつみのかはと

744 はゝそかはらに

1217 みなせかは 1831 みなせ河 2164 〵(み)なせ河

1224 みもすそ河の 1639 みもすそかはの

1491 みもすそ河に 1726 みもすそかわに

2123 くだすよかはの

この類に属する「かは」表記の二五例を除いて計算すれば、先の一群をも含めて、固有名詞の川の名の内、「河」と標示されるのは82・6%にのぼる。大観すれば「河」こそ基本的な標示形式である。その「河」の系と、二割近くの「かは」の系とが交錯して「揺らぎ」をもたらすのである。簡略に言えば、文字性と、ことばの響き・調べとの相関関係、と言うより相互の緊張関係のもとで表記は決定されてゆく。その際の「揺らぎ」の中に、シンボルの様々な働きの様相が露わになるのだと考えられ

る。

## 六 操作・構築・深層

愚草三巻以外の多くの用例は、ここでは除外されており、私たちの検討対象は狭げられているものの、ここまで辿ってきたところに限ってみても、「河」をめぐる定家の表記法の種々相と特質——それを「シンボル」の問題として集約しうる——を窺うことができるだろう。それを以下のように概括しておきたい。

### (1) 操作性

国語学の側からの用字法の追究が示しているように、あるいは近年、古今集伊達本等を中心に宮脇昌一が実証したように、定家の関与したテキストには、隣り合った行の同じ文字、ことに行頭の文字同士の重複を避けて、次々と用字を改めて書き進めたと推測される「変字」とも、あるいは換字・替字とも呼ぶことのできる事象がしばしば見られる。用字はまさに操作されているのである。こうした操作は自筆本愚草においても繰り返して実践されており、枚挙にいとまがない。この操作は用字の固定するのを嫌い、ことさら並びを換える、すなわち異化する手法と呼んでよいが、操作の方向は決して一方向的ではない。用字を換え、異化する方向とは逆に、同一モチーフの続きを、同一の用字の繰り返しによって印象づけるかのような、揃え、並べる同化の方向もまたある。こうした「異化」と「同化」の交

錯の中で、漢字・仮名の取り合わせは極めて有効な手段として用いられていると言つてもよい。

たとえば愚草下巻・秋の「建保三年七夕内裏七首」は連続して初句に天の川を据えることで目に立つが、その表記は

233あまの河、234天河、235あまのかは、236 237 238 239天河

のごとく、三種の表記が並びの中で異化と同化の妙をもたらし、また右の一群の直後には、240「あきといへ」と、241「あ」とたえて」と、初句にア音を持つ二首が続くが、その表記は前者には通常の「あ」、後者には「阿」の字母が用いられて、単調さを破っている。さらに、丁の裏から書き始められた「秋」冒頭の見開き二面を繰つて、右の一群をも含む歌々(230〜242)の、上下句二行に改行されている歌行(ライン)の頭字のみを機械的に追うと、

あ・な・秋・し、世・う、あ・た、天・月、あ・く(丁の裏へ  
移る)

天・な、天・秋、天・う、天・秋、あ・わ、阿・身、か(かへ  
り見る)・限(限なき)

とあつて、横並びにすれば一段と明瞭に察知されるように、ほとんど遊戯的とも見える文字の配列がなされている。これらの並びを次々と書写した定家の行為を思えば、ここに、ことばとシンボルを意図的に操作する意識、文字として表象されることばが自律的に織り成す次元、言い換えれば「テキスト」の次元への強い自覚を読み取ることができるとはちがいない。

## (2) 記号性

以上のような側面は、半面で文字が記号として機械的に連ねられてゆくということでもある。意味の深さやイメージの濃密さより、むしろ文字のもつ記号性が駆使されて、テキストの表層に軽快・多彩な変化をもたらしもする。その際、漢字表記は一段と有効な役割を果すことになるが、それは同時にシンボルの記号的な側面が一举にテキストに現れ出るときでもある。

## (3) 構築性

ただしテキストは常に唯一なのではない。清書されたテキストの背後には過程が潜んでいる。すなわちより定稿的なテキストへと構成されるに至る過程の中で、シンボルは作り上げられてゆくのである。こうした過程を、愚草とその草稿段階を伝える自筆のテキストとを突き合わせることによつて私たちは端的に知ることができる。たとえば「河」の用例の頻出する「最勝四天王院名所御障子歌」の、草稿形態を伝える『手鑑 野辺のみどり』<sup>23</sup>所載の定家筆「詠草切」四首の本文を、愚草中巻所載歌と照らし合わせてみると(配列の問題は措いて)、前者の「阿武隈河」題の歌の下句に見える「あふくまかは」は、愚草(189)では「あふくま河」と漢字表記で書かれている。また「白河関」歌の第五句「しらかはのせき」は愚草においても(188)同様に漢字を用いていない。先に見たように「しらかは」は調べの中で、ことに七字句では時に「河」へ、時に「かは」へと向かう。今の例は後者であり、草稿においても愚草においても、リズム

の支配が強く及んでいてと考えられる。その一方で「かは」「河」へと変化を遂げてもいるが、結果的に二首の「河」は異なった表記をもって並ぶ（あるいは並べられる）ことになる。

「詠草切」の筆の跡は、連綿の様に著しく現れているように概して速筆で、用字はほとんど仮名である。愚草では所々漢字が宛てられ、シンボルはまさに構造的に作り上げられてゆくのである。

#### (4) 深層

その構造的な過程を観察することによって、私たちはシンボルの深みに立ち会うことになるだろう。右に引いた「詠草切」から愚草への表記の移り行きを、「かは」「河」の例を除いて、該当する歌句のみ摘出すると（上段・詠草切、下段・愚草）、

みなからかすむ 1857 身なからかすむ

ひとを心に 1858 人を心に

ゆきにもなりぬ 1859 雪にもなりぬ

秋そこもれる 1860 秋そこもれる

おもひかね 思ひかね

かせさむみ 風さむみ

なをやたつぬる 名をやたつぬる

のごとくであり、漢字表記を通じて一字一字、シンボルへと昇華される様をうかがうことができよう。中にあって「心」「秋」は当初から変わることはない言わば根強いシンボルだと見做しうる。さらに細かく見れば、「みなからかすむ」の「み」は、先

に「身」と書いたものを抹消して「み」と訂正し、それを愚草で再度「身」と清書したという過程を「詠草切」の痕跡から推定できる。この一字の行きつ戻りつとも見える過程の背後にあるのは、この「武蔵野」詠の本歌とした古今集歌（雑上・897）の「草はみなからあはれとそ見る」の「み」（伊達本「み」、高松宮本「見」）に、自詠では複義的な意味をも籠めようとしたこと（のちの建保二年の詠に「身なからくちし」という同じ用字の、一層人事に引寄せた喩も見られる）などの事情だったのではないか。「身」の表記は否応なしに意味性を帯びるが、定家のここでの選択は、文字に備わるシンボルの深部と無縁ではなかっただろう。先掲の表記の移り行きの一つ一つに定家のシンボルとの対話を読みとりうるにちがいない。「河」の場合に立ち戻って言えば、定家は「河」「かは」の文字表記をテキストの中で、素速く選び取りながら、大地や天空や、あるいは観念の中にもある流れと土地の名に籠もる（シンボル）の深層に触れていたのだと言えよう。

## 七 波及する問題

定家の、シンボルへの関与の諸相を、以上のように概括しようとすれば、次に、当の関与における定家的な特質、「河」をめぐる（定家的なもの）の巾や広がりや深度を、定家にかかわる諸資料に即して検証し画定すること、あるいはそうするための観点を整えることなどの課題が生じてくるであろう。それを、

今は二三の点のみ挙げて考えておきたい。

(1) 註釈と書写

たとえば定家自筆の『奥入』<sup>(25)</sup>を参照してみよう。しばしば引かれてゐる催馬楽の詞章に見える「つ」の字母としての「川」字を除外するとして、催馬楽の曲名を定家は、「石川」(詞章の引用では「いしかはの」)、「竹川」(同じく「多介加波乃」と標示している。前者は通例の曲名標示に従つたものか。また呂歌・河口をも引くが、曲名は見えず、「加波久知乃」云々の詞章のみ記している。「川」の字がわずかに姿を見せているのである。また「川」字は、仁和二年十二月四日の野行幸につき記した中に「みゆき」)

午三剋巨獵野於淀河邊供朝膳宮行

在京川鴨川  
宇治川之會

のように見える(ただしこれは旧記類の抜書か)。より日常的な名辞の次元における河・川の共在という、既に私たちにとつては親しい様相を見ることができるのである。しかし源氏本文にかかわる註記や、古歌・証歌・引用歌においては、非日常的な名辞に対する表記法が乱れなく用いられている。すなわち、「なか河」(今ノ京極河也)云々の註文中。「中河」ともあり)の他、巻を追つて川の名ごとに掲げると、

すゝか河

いさら河

なみた河 涙の河の

さゝのくまひのくまかはに さゝのくまひの河に<sup>(目)マヤ</sup>

みよしのゝ大河のへの

宇治河の

たつたの河の

みたらし河に

のごとくであり、巻名もまたおのずと「竹河」である。細かに言えば、右の「大河のへの」のように、先に見た用例に「おほかはのへ」「おほ河のへ」とあつた「おほ」に「大」の字が宛てられるなど、註釈の書であるゆえのヴァリエーションかと考えられる例も含まれている。

あるいはまた『僻案抄』の仮りに言う一類本の、定家自筆本の模写と見られる一本(高松宮旧蔵本)から拾うと、掲出歌の歌句に型どおり「おもひ河」(古今・恋一・516)とあり、註文中には、「河せとめ」「河千鳥」(万葉十九・446、447)、「竹河」(催馬楽の曲名と詞章の引用に)、「河尻」(土左日記の本文傍記の引用)、「宇治河」「やそうち河」などを見出しうる(他に「堀河右大臣」(頼定)の名も)。詩的名辞の領分に属する「河」の表記の、用例の広がり確かめうるであろう。

定家にかかわる私家集を参照すると、たとえば、本文を他人の筆を雇つて写したと見られる定家所伝本『金槐和歌集』<sup>(26)</sup>の場合、題・詞書の中に、地名の例として107「大井かは」、634「まへ

かはといふかはあり」、635「相模河」等とある他、多数の「河」字を見出しうるが、概して仮名の多い歌本文中にあるのはすべて「かは」である。

また定家本『秋篠月清集』の場合、題・詞書に「河」を見出しうるもの（特例として部類歌の巻、釈教部に「川為人詠」あり）、歌本文では、唯一の例外である定数歌群を取める巻の冒頭、一丁裏、花月百首の二首目初句に「谷河の」とあるのを除けば、（今挙げた「谷河の」と同一歌句を含め）普通名詞・固有名詞ともすべて「かは」の表記である。定家筆の交じる同本は、一部本文と題・詞書のみ定家筆、他は主として別筆と考えられるが、右の「谷河の」を含む箇所はまさしく定家筆の部分に属している。「河」字によるシンボル化の契機は他の歌中に見られない。

この両集にうかがえる本文中の表記の特徴は原作者である実朝や良経ら自身の表記とどのように結びついていたかは不明であるが、ここに見られるのは、定家の表記原理と他者のそれとの差異が同一テキストの中にさながら顕在している例ということにならう。

以上のように〈定家的なもの〉の範囲を定家の関与した諸資料の側からも照らし出しようとすれば、〈河〉はやがて一つの物差しともなるはずである。

## (2) プソイド（偽）定家

「河」を軸とする表記法を一つの基準として、定家的と非定家

的とを振り分けることも可能ではないか。たとえば、たまたま眼にした古書目録に「藤原定家筆本写巻」として載る一卷を例示してみよう。「名所」と端書きされ、写真版揭示部分による限りでは、名所の川の詠み入れられた歌々を冒頭に列記（一行書き）している。

いつみ河、泉河、泉河、生田の河、五十鈴の川、いすゞ川、いさや川、いつぬき河、（し）水川（略）

と、まさしく定家風の筆蹟で書かれているけれども、「河」「川」をとり交ぜ、「五十鈴」などをも加えている用字法は、既に見てきた原則からは逸脱するものと言わねばなるまい。当該巻の元にしたテキストが在ったとして、そのテキストは真の定家の手に成るものであったとは考え難い。私たちは当該巻を、プソイド定家の筆による見事な定家様の一卷と呼ぶ他ないだろう。

「プソイド定家」は私見によれば、偽書・仮託書を物する者としての、著述におけるプソイド定家と、定家様を物する書写におけるプソイド定家との二類を想定しようが、右の一卷は後者の活動の跡を伝えるものと言えよう。

## (3) リズム分析

和歌的リズムの一問題である字余り論の領域で、先年、赤瀬信吾の提出した定家作品についての分析は、宣長以来の分析法の地平から「離陸」する試みであり、それは端的に言えば、書かれたもの、テキストの次元を導入したことによつて画期的

であつた。赤瀬の措定した分析枠組に拠り、小考の論点を加えて、当の「書かれたもの」―「テキスト」の重要な一様態である、漢字表記を通したシンボル表現という側面を組み入れるならば、リズム論は新たな領域へと広がってゆくはずである。

差し当り右の赤瀬の字余り句の分析に関連して言えば、宣長が設定し、以後追加されてきた定格外字余り句の原則によつてもなお処理し切れずに残るものとして赤瀬の挙げてゐる――そしてまさにテクスチュアルな次元で赤瀬が分析を試みた――四六種の歌句群のうち、愚草三巻までの歌句に見えるところの、

上・1020 さきかゝる夏の 下・2053 春の花の

1033 なつの月は 2309 霜か雪か

中・1517 はるの草の 2315 冬もふかく

1583 苔のしたに 2385 君をまもる

1752 秋のつゆも 2413 をさとめて人の

1698 秋のしかの 2643 春の夢の

2775 袖の霜に

の漢字表記に、それぞれシンボル性を読むべきだと思ふ。「夏」「月」「草」……は、単に二音もしくは二拍という側面や要素においてのみリズムとかかわっているのではなく、音・拍・義・文字形象が一如となつたシンボルとしてリズムと契合しているのだと考えられる。自詠の歌句を五七五七七の器の中で、漢字表記を交えつつ書きつける定家の、行為の最中においては、これらの歌句は必ずしも八音・八拍もしくは六音・六拍に響いて

いたのではなかつただろう。

従来、リズム分析の方法として私たちが持つてゐるのは、音や韻や拍を、それが享受される時にもたらされる効果として分析する、言わば享受論的還元依る方法である。しかし「河」を通して私たちがその一端に触れることのできる定家のことばのシンボル性とその深みを考えれば、私たちは従来の方法とは別に、テキストの様態に密着しつつリズムを読み解くという道を探索してみるべきだと思ふ。おそらく自筆本愚草はそのような道の可能性を一挙に切り開いてくれるだろう。

#### (4) 理論と用語

右に述べたようなリズム分析の道先へ進めるためには、定家の、ことに自詠における漢字表記の諸相と原理をさらに分析し明らかにしなければならぬが、同時にそのための根拠となる理論的な考察もまた必須となるだろう。考えてみれば、文字・文字性や表記法そのものが和歌（広く言えば詩）におけるリズムや調べとどのように結びついているかについて理論的に検討すべきことは少くないが、両者を深く峻別する立場での理論以外に、適わしい理論を今のところ私たちは持ち合わせていないと思ふ。

辛うじて私たちの手許には、明治四十三年（一九一〇）の若き折口信夫による、

書記せられた和歌が、ある情調を惹起すといふことは、視

覚に俟つたところが多いが、単に、これのみでは、文字は、その働を遂げる訣にはいかぬ。自分は、文字の中には、聴覚的の約束觀念が含まれて居ると思ふ。すなはち、文字を見る視覚の裏には、必ず変形したる聴覚即聴覚心像(新造語)が潜んで居ると思ふ。(「言語情調論」)

という文脈で語られた「聴覚心像」という眼の醒めるような概念と着眼とがあるに過ぎない。折口のこの構想に、シンボル論の次元を噛み合わせるという理論的な道がありうるはずである。今は課題のみを記しておきたい。

## 八 おわりに

定家にとって、作品中のことばの連なりと秩序のもとで、そして詩的価値を帯びた名辞という次元で用いるべき文字は、「川」ではなく「河」もしくは「かは」でなければならなかつたのだと思われる。それは一体なぜかという問いから発して、小論では、自筆本愚草を中心とする資料の中に定家の用字とその原理とおぼしきものを探ってみた。ところで従来、用字論について多くの研究を蓄積してきたのは専ら国語学からのアプローチであり、定家の場合においても同様である。たとえば小松英雄は、定家の仮名遣における根本態度に関して、

定家の用字を貫く精神、すなわち、機能を価値基準とする pragmatism

と述べている。確かに定家の用字には機能を宗としたプラグマ

ティックとも言える処理方法が見られるけれども、和歌文学研究の立場で、そして小論における検討を踏まえて言えば、そうした機能的な処理とは、シンボルとしてのことばを操作するという行為の謂に他ならない。述べたように、定家におけるシンボル操作＝操作性は、記号性への傾斜を孕みながらも、背後にシンボル構築の過程＝構築性を含み、またシンボルの深層への洞察とともにあると考えられる。それらの諸相を律し統括しているのは、簡略に言えば、定家の「テキスト意識」である。そのテキスト意識を規定し、また促しているのは、ことばの意味、語法、修辭、リズム、文字の形象性、そして定家自身の身心をも含む内的リズム、などの諸力の複合であつたはずである。そうだとすれば、事態は一次元的な原則に還元しえない極めて多系的・重層的な様相を備えており、それらの系や相が寄り集まり、連動し、またせめぎ合い、時に或る素因が主導的に働いて、へかへかあるいは「書き写す」という行為の進行の中で、歌人定家にテキストの文字を選び取らせるのである。そうした白熱の回路の一端が定家の歌の「河」に光と影となつて存在している。私たちの読み取るべきなのはそうした実践の生動する様ではないからうか。従つて、小論の主張自体は副題に示したところの課題と見通しを説くところにあるが、真に提起されるべきなのは、定家の用字法における pragmatism —— 事実と機能を記述する「用字論」よりはむしろ、ことばによつてシンボルに相渉る定家の、行為の全体性を読み取ろうと試みる「用字論」——で

あると言ふことができるだろう。

〔註〕

- (1) 清水義秋「定家の用字と注釈意識」漢字の場合——(『相模工業大学紀要』第七卷第一号 一九七三・三)
- (2) 複製本(一九四六 大八洲出版、佐佐木信綱編)による。
- (3) 『乙夜隨筆』に「汀」字の意義なども見られる。この点は題詠史、ことに出題史の問題として、中世に遡つて考へるべきだと思ふ。
- (4) 現存冷泉家蔵本を指すと思われ。
- (5) 吳文炳「定家殊方」(一九六七 理想社)所収。なお「参河守、(治承四・十二・二)の例を除く。
- (6) 史料纂集。一九七一、統群書類従完成会刊。
- (7) 尊経閣叢刊による。影印は「出光美術館蔵品図録」書(一九九二 出光美術館)にも。歌番号は底本を同じくする私家集大成?・中古 II、新編国歌大観三・私家集編 I のそれと一致。
- (8) 同一語における「河、川」の対応・併存の例(二字一音表記の場合を除く)を引けば、まず「カハ」の類では、「カハカミ」河上川上、「カハセ」河瀬/川瀬(他に河湍も)、「カハト」河門/川門(河戸も)、「カハト」河音/川音(川聲も)、「カハナミ」河次/川次、「カハヤナギ」河楊/川楊、「カハヨド」河余籽/川余藤(河余藤も)、「カハラ」河原/川原など。「カハ」の類では、一般名詞の「ヤマガハ」山河/山川、「ラガハ」小河/小川、「ハヤカハ」早河/早川、や、枕詞の「ハヤカハ」速河之/速川之、そして左記する多数の固有名詞の「カハ」を挙げうる。すなわち、明日香河/明日香川、飛鳥河/飛鳥川、不知也河/不知哉川、泉州/泉州(出見河も)、氏河/氏川(宇治河・是川も)、佐保河/佐保川(狭穂河も)、泊瀬河/泊瀬川(長谷河・泊湍川も)、泊瀬之河/泊瀬乃川、長谷之河/長谷之川、檜隈河/檜隈川、水無瀬河/水無瀬川(水瀬河も)、三吉野河/三吉野川、吉野河/吉野川、芳野河/芳野川(能野川も)、吉野之河/芳野之川(吉野乃河も)など。いわば觀念の「カ

ハ」である天河/天川、天河原/天川原の例もこれらに含めてよいだろう。

- (9) 本文は、上中は既刊の冷泉家時雨亭叢書・第八卷(一九九三 朝日新聞社)に、下は国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵本に、員外雜調その他は久保田淳「歌注藤原定家全歌集」下巻(一九八六 河出書房新社、上巻は一九八五)にそれぞれよる。歌番号は久保田を襲用する。以下の引用歌については巻名と歌番号のみ表示する。
- (10) 「河水。出敦煌塞外昆侖山。發原注海。」(説文解字)。「爾雅釋水曰。江河淮濟爲四瀆。四瀆者。發源注海者也。河出崑崙虛。色白。所渠并千七百。一川色黃。」(同・段注所引)。「説文解字注」(一九八一 上海古籍出版社)による。
- (11) 小笠原一「紅葉」と「みぢ葉」 定家自筆本の用字法をさぐる(一)。「字芸国語国文学」23号 一九九一・三)。
- (12) 橋本不美男編「御物更級日記 藤原定家筆」笠間影印叢刊2による。(5)による。
- (13) 同。
- (14) ここで、古今集の歌本文には見えて「古今名所」には掲げられていない川の名を(先引70を除き)五十音順に列挙しておく。  
749 > のとは河、106(墨滅歌)大井河、361 さほの河(きり)、1009 はつせ河、1000 ひのくま河、1082 そほ谷河、12471 492 651 794 吉野河、673 828 よしの、河、200 わたり河
- 以上すべて「河」表記である。ちなみにこれらを(後述する)高松宮本古今集と照合すると、同本には唯一例外的に74「よしのかは」の「か」表記が含まれている。
- (15) 一九四一、高松宮蔵版。
- (16) 以下、三巻以外を当面の検討対象から除いておく。
- (17) 高松宮本愚草・下巻によれば、もう一箇所見える。秋・204 建仁元年八月十五夜「撰歌合」の「みなせ河」を詠み入れた歌(同歌合五十番右魚)の題「河月似水」の「河」字の右肩にある小書き「川」がそれ。おそらく一旦記した「河」字の字形が「阿」のくずしと似通うため、それとは異なることを指示するための註記か。この「川」一字は冷泉家蔵原本にも存在するの否かは不明。従つて定家によ

るものとも、後人の所為とも今のところ決しかねるが、定家の「川」「河」に着目する立場からは見逃せない事象である。そもそも定家の「河」字の書体は、扁のサンスイは措いて、旁の「可」のくずし方によって二様に分けられる。「を引いたあと」「口の小さき花房のよう」に左下りに書いて縦線につなげるものと、「口の小さき花房のよう」より草書風のものと言ってもよい。多いのは前者で、定家風の書体の一つの特徴とも目される。草体としてはむしろ一般的な後者——近世の「筆道指南手引草」（文化三年（一八〇六）刊）「格法七十五字」の「可」項に「此類前に記す丸の心也、たまりてさげける所に心付べし」などとある——も愚草には少なからず見え、特定箇所偏在しているのではないと思われる。字形・書体の別は筆写時の速度にもよるだろう。ちなみに「更級日記」に見られる字体は前者のみ。柴田雅生「定家筆「更級日記」漢字字体表」（『活水論文集』33集・日本文学科編 一九九〇・三）参照。同表では「草体化の程度」の異なる字体を列記するという適切な処理が施されている。

- (18) 「を」とは集中の他人歌。それらも含めて考える。以下同じ。
- (19) 「を」とは下官集の「をとは山」などの定家の仮名遣と符合する。自筆本愚草の仮名遣については、今後進められるはずの分析・吟味を待つて更に考えたい。
- (20) 渡辺秀夫『平安朝文学と漢文世界』（一九九一 勉誠社）第一篇・第六章、第四章、第一章。小峯和明『江都菅納言願文集』の世界（一）——堀河院追善願文を中心に——（『中世文学研究』13号 一九八七・八）。神谷かをる『仮名文学の文章史的研究』（一九九三 和泉書院）所収「涙」のイメジャリ——万葉集から古今集へ——参照。たとえば拾遺集歌の用例は五例。うち四例は「涙河」。か。「涙河」の中には、涙「涙河水まされはや」のように、水のイメージを字面に連鎖させたすら見られる例も含まれている。久曾神昇編『藤原定家筆 拾遺和歌集』（一九九〇 汲古書院）による。
- (22) 宮脇昌一「藤原定家——その書写態度（和歌書写の場合）——」

- (23) 尊経閣文庫蔵。一九七二、淡交社刊による。
- (24) さらに、「詠草切」の「白河関」の第三句「おくらさて」の「お」を墨減して独自の仮名遣の「を」に訂していること、愚草の同歌では、結句の左傍に註記が加えられていることなどの過程も見られ、テキストが生成するところの動態や、幾つもの段階の意味を私たちが生唆している。
- (25) 「源氏物語 奥入」複製日本古典文学館（一九七一 日本古典文学刊行会）による。
- (26) 複製本（一九三〇 岩波書店、佐佐木信綱編）による。佐佐木の解説・同追記参照。
- (27) 天理図書館善本叢書36（一九七七 八木書店）による。後藤重郎解題参照。
- (28) (27)参照。
- (29) 『思文閣古書資料目録』一二四号（一九九一・二）所掲「名所和歌集 一卷」。
- (30) 詠み込まれている地名そのものの詮議を、今は措く。
- (31) 赤瀬信吾「藤原定家の和歌表現——字余り句の機能をめぐって——」和歌文学会編『論集 藤原定家』和歌文学の世界・13集（一九八八 笠間書院）
- (32) 定家の字余り句、ひいてはリズムについては、他に筆頭ことに連綿線の問題を重視すべきだと思う。機会を改めて論じたい。
- (33) 『折口信夫全集』29・雑纂篇1（一九六八 中央公論社）所収。字体を改めた。
- (34) ただし「シンボル」についても断りが必要である。「シンボル」の訳語である「象徴」の、訳語ゆえに生じる概念の錯綜を、「シンボル」とのみ使うことによって免れることができ、当面の問題を理論的に展開することも可能となる。同時に、諸字において必ずしも一様で

はないこの概念を用いることによって、詩歌におけるシンボルという理論的課題をも引受けることになる。これについても課題のみを記しておきたい。

(35) 小松英雄『仮名文の原理』(一九八八 笠間書院) 第一部・第三章。

## 補記

一、小論で扱った「河」の問題をも組み入れ、定家におけるリズムの問題へと論点を拡げて、別途に口頭発表を行なった(和歌文学会例会、一九九三・一一・二〇、日本大学)。

二、和歌文学会第五三回関西例会(一九九三・一一・一一、光華女子大学)のシンポジウム「冷泉家特集 俊成・定家の書写活動」における藤本孝一氏の発表「定家と右筆能直」は、冷泉家蔵のいわゆる自筆本愚草の主本文を「右筆書き」とし、同本を「定家加筆本」と位置づけるものであった。原本の観察に基づいて提出されたその結論は、おそらくは黄泉にある数々の「定家様」の名字たちの心胆をも改めて寒からしめるか、もしくは賦活させかねない、重要な問題提起であった。事は、私たちの分析対象であり依拠資料でもある愚草の資料性にかかわる。小論では、冷泉家本の、他筆と想定される部分を除く主たる本文の筆蹟を一旦、定家真筆として読み、もし内部に規則性があるのなら、それを定家の原理として抽出し、その上で真に定家の原理として妥当であるか否かを、より広い観点で批判してみる、と

いう立場に立ちたい。愚草の「河」という用字の水路を尋ねてみて小論で確かめうるのは、或る一貫性をもった行為——「へよむ」ことと「へかく」ことが結合した——のフォルムであり、それを定家的な原理を伝えるものとして捉えたいと思う。従って藤本氏の提出された見解と私のそれとは重ならないことになる。

藤本氏の発表により、冷泉家本愚草の真筆性は批判と吟味の対象として据えられることになるが、和歌文学研究における理論的・方法的な課題としては、それは、真に定家的なものとは何か、定家のテキスト——モノとしてのテキスト、そして広く作品としてのテキストとそのテキスト性に及ぶ——に宿り備わる真正性とは何かという問題として措定されるだろう。小稿は、そうした視野に基づく一試論である。